

動物実験に関する自己点検・評価報告書

ヤマザキ学園大学

平成 29 年 10 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・ヤマザキ学園大学研究委員会規程（平成 22 年 4 月 1 日制定）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ヤマザキ学園大学研究倫理指針として機関内規程は定められているが、動物実験に関する事項は「ヤマザキ学園大学研究委員会」の審議事項として定められているため、「動物実験規程」として規定化する。
4) 改善の方針、達成予定時期 平成 29 年度中に規程の整備を行う。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input checked="" type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・ヤマザキ学園大学研究委員会規程（平成 22 年 4 月 1 日制定）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験に関する事項は「ヤマザキ学園大学研究委員会」の審議事項として定められているため、「動物実験規程」として「研究機関の長の責務」及び「動物実験委員会」等を規定化する。
4) 改善の方針、達成予定時期 平成 29 年度中に規程の整備を行い、動物実験委員会を設置する。

3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 <input checked="" type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。

<p><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・ヤマザキ学園大学動物実験計画書（動物実験指針様式 1 号） ・当該動物実験等の倫理性に関する自己評価（動物実験指針様式 2 号） ・実験室設置（新規・更新・変更）承認申請書（動物実験指針様式 4 号） ・動物実験等の申請・審査等に関する結果通知書 ・動物実験計画（変更・更新）承認申請書（動物実験指針様式 6 号） ・動物実験（終了・中止）報告書（動物実験指針様式 7 号） ・ヤマザキ学園大学研究委員会規程（平成 22 年 4 月 1 日制定）
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>動物実験の実施体制は定められているが、「研究機関の長」及び「動物実験委員会」について、位置づけが不明確である。また、「飼養保管施設設置（新規・更新・変更）承認申請書」及び「実験室設置（新規・更新・変更）承認申請書」が動物実験計画承認後の申請と規定しているため、同時申請に変更する。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>平成 29 年度中に規程の整備を行う。</p>

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

（遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか？）

<p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・ヤマザキ学園大学組換え DNA 実験安全管理規程（平成 22 年 6 月 8 日制定） ・ヤマザキ学園大学組換え DNA 実験安全委員会規程（平成 22 年 4 月 1 日制定）
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>安全管理に注意を要する動物実験の実施体制は適正に定められている。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>該当せず。</p>

5. 実験動物の飼養保管の体制

（機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれている

か?)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・飼養保管施設設置（新規・更新・変更）承認申請書（動物実験指針様式 3 号） ・施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届（動物実験指針様式 5 号） ・ヤマザキ学園大学動物飼育管理部会規程（平成 26 年 6 月 1 日制定）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 実験動物の飼養保管施設が把握され、適正な飼養保管の体制である。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

特になし。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

（動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか）

1) 評価結果 □ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ■ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・ヤマザキ学園大学研究委員会規程（平成 22 年 4 月 1 日制定）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験に関する事項は「ヤマザキ学園大学研究委員会」の審議事項として定められているため、「動物実験規程」として「研究機関の長の責務」及び「動物実験委員会」等を規定化する。
4) 改善の方針、達成予定時期 平成 29 年度中に規程の整備を行い、動物実験委員会を設置する。

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針 (平成 24 年 10 月 1 日制定) ・ヤマザキ学園大学動物実験計画書 (動物実験指針様式 1 号) ・当該動物実験等の倫理性に関する自己評価 (動物実験指針様式 2 号) ・実験室設置 (新規・更新・変更) 承認申請書 (動物実験指針様式 4 号) ・動物実験等の申請・審査等に関する結果通知書 ・動物実験計画 (変更・更新) 承認申請書 (動物実験指針様式 6 号) ・動物実験 (終了・中止) 報告書 (動物実験指針様式 7 号) ・ヤマザキ学園大学研究委員会規程 (平成 22 年 4 月 1 日制定)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 結果報告については提出が遅くなる場合があるため、実験終了後、早急に申請者に報告書を提出してもらうよう努める。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針 (平成 24 年 10 月 1 日制定) ・ヤマザキ学園大学組換え DNA 実験安全管理規程 (平成 22 年 6 月 8 日制定) ・ヤマザキ学園大学組換え DNA 実験安全委員会規程 (平成 22 年 4 月 1 日制定)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制は適正に定められているが、該当する動物実験の実績はない。
4) 改善の方針、達成予定時期

該当せず。

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針 (平成 24 年 10 月 1 日制定)
- ・ヤマザキ学園大学研究委員会規程 (平成 22 年 4 月 1 日制定)
- ・ヤマザキ学園大学動物飼育管理部会規程 (平成 26 年 6 月 1 日制定)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

飼養保管手順書の整備・充実を図る。

4) 改善の方針、達成予定時期

平成 29 年度中に飼養保管手順書等の整備を行う。

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか。修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・飼養保管施設設置 (新規・更新・変更) 承認申請書 (動物実験指針様式 3 号)
- ・施設等 (飼養保管施設・実験室) 廃止届 (動物実験指針様式 5 号)

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

「飼養保管施設設置 (新規・更新・変更) 承認申請書」が動物実験計画承認後の申請と規定しているため、同時申請に変更する。

4) 改善の方針、達成予定時期

平成 29 年度中に規程の整備を行う。

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・教育訓練の実施日、受講者氏名の記録（平成 28 年度）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 平成 28 年度は、学内講師により実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に教育訓練を実施した。
4) 改善の方針、達成予定時期 該当せず。

7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか）

1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ヤマザキ学園大学研究倫理指針（平成 24 年 10 月 1 日制定） ・本自己点検・評価報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 関連規程等は整備しているが、ヤマザキ学園大学ホームページに情報公開していない。また、自己点検・評価作業の遅れがあった。
4) 改善の方針、達成予定時期 年度終了後、速やかに自己点検・評価作業を行い、情報公開するよう努める。また、関連規程も速やかに情報公開するよう努める。

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

特になし。
